

相続税 払いすぎていませんか？



申告期限後、5年間に限り「還付請求」（更正の請求）ができます

相続税申告時の財産の評価で、最も差が出やすいものは、土地の評価です。特に、2017年（平成29年）12月31日までに発生した相続 かつ 申告期限後5年以内（相続発生から5年10ヵ月）のものについては、「広大地」の適用が可能であれば、評価が大きく下がり、税金が返ってくることも。

（現在は「広大地」は廃止され、新たに「地籍規模の大きな宅地の評価」が新設されています）

この機会にぜひ、相続税申告のセカンドオピニオンを受けてみませんか？



特に広大地の還付請求は、期限がせまっています！
一度ご確認ください！



税理士法人 みどり経営

〒448-0025 刈谷市幸町2-3-3
相続専用フリーダイヤル

TEL 0566-23-3240
TEL 0800-555-3039



みどり経営HP